

平成 21 年 8 月 6 日

平成 20 年度における総務省所管特例民法法人に対する 立入検査の実施状況

「公益法人の指導監督体制の充実等について」（平成 13 年 2 月 9 日公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ）において、各府省は、所管特例民法法人（社団法人・財団法人）に対する立入検査を少なくとも 3 年に 1 回実施し、毎年度の立入検査の実施状況を取りまとめ、その結果を公表することとされています。

今般、同申合せに基づき、平成 20 年度における総務省所管特例民法法人に対する立入検査の実施状況を取りまとめましたので、公表します。

[立入検査の実施状況]（平成 20 年度）

総務省所管法人数 （平成 20 年 12 月 1 日現在）	平成 20 年度に立入検査を 実施した法人数	改善すべき点のあった法人
300 法人	118 法人	75 法人
法人運営面で改善すべき点 のあった法人	事業の内容、実施等の面で 改善すべき点のあった法人	財務、会計面で改善すべき 点のあった法人
55 法人	35 法人	50 法人

注：改善すべき点が複数あった法人があるため、「改善すべき点のあった法人」数と、内数の合計は一致しない。

[主な指摘事項及びこれらに関する指導内容]

・ 法人運営面

（指摘事項）：情報公開が不十分である。

（指導内容）：インターネット等で公表すべき事項が不十分であったため、適正に公表するよう指導。

・ 事業の内容、実施等の面

(指摘事項) : 公益事業の規模が法人の総支出の2分の1を下回っている。

(指導内容) : 公益事業への支出の割合を高めるよう指導。

・ 財務、会計面

(指摘事項) : 内部留保の水準が公益事業の適切かつ継続的な実施に必要な程度を目安となる水準(一事業年度における事業費、管理費及び当該法人が実施する事業に不可欠な固定資産取得費(資金運用等のための支出は含めない。))の合計額の30%程度)を超えている。

(指導内容) : 内部留保水準の引下げを図るよう指導。

[立入検査の実施状況] (平成18年度~20年度)

総務省所管法人数 (A) (平成20年12月1日現在)	立入検査実施法人数 (B) (注)	立入検査実施率 (%) ($B/A \times 100$)
300法人	297法人	99.0%

注 : 平成18年度~平成20年度の3年間に立入検査を実施した法人の実数。

(過去3年間の立入検査実施率が100%に満たなかった理由)

・ 平成20年度の決算後に立入検査を行うものがあるため。

(新規設立法人は初年度決算後に立入検査を実施)

<連絡先>

総務省大臣官房総務課

担 当 : 中村補佐、櫻井

電 話 : 03-5253-5090

F A X : 03-5253-5093